

(案)

恵那市国土強靱化地域計画

令和2年〇月

< 目 次 >

第1章 はじめに	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画策定に際して想定するリスク	3
4. 計画の策定、期間及び見直し	4
(1) 計画の策定	4
(2) 計画の期間及び見直し.....	5
第2章 強靱化の基本的な考え方.....	6
1. 基本目標	6
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針	6
第3章 脆弱性評価.....	7
1. 脆弱性評価の考え方.....	7
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
(1) 事前に備えるべき目標	7・8
(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ).....	7・8
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	7
第4章 強靱化の推進方針	9
1. 推進方針の整理.....	9
2. 施策分野ごとの推進方針	9
3. 事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題	9
・【参考】全体のイメージ図.....	10
・施策分野ごとの推進方針	11～21
第5章 計画の推進.....	22
1. 施策の重点化.....	22
2. アクションプラン.....	22
(別紙1)リスクシナリオごとの推進方針	23～36
(別紙2)施策分野ごとの推進方針一覧	37～38

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

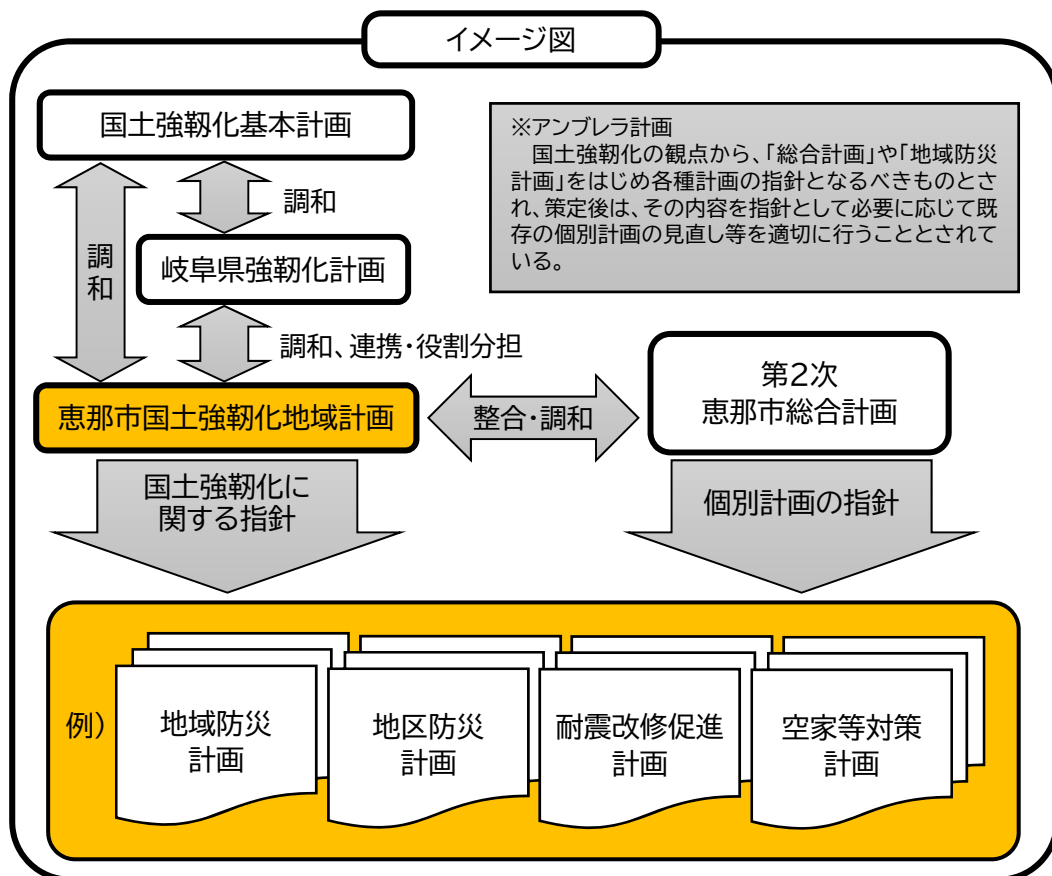
平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成 26 年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「国基本計画」という。)」が策定された。

「恵那市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、岐阜県強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図る。

また、本計画は「第2次恵那市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「恵那市地域防災計画」など、本市における様々な分野の計画等の指針となるいわゆる「アンブレラ計画(※)」としての性格を有するものである。



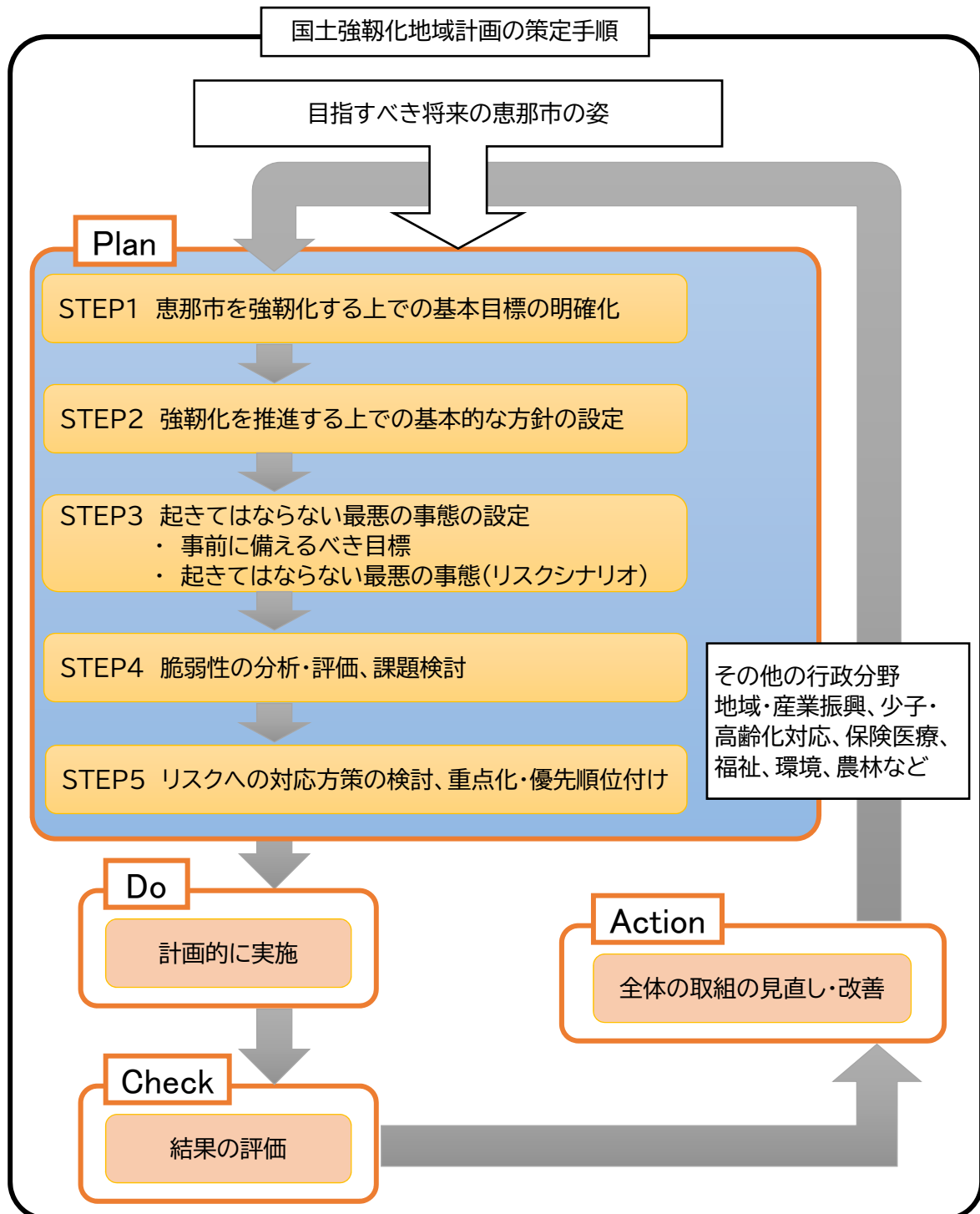
3. 計画策定に際して想定するリスク

国基本計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、本計画においても、地域防災計画を踏まえ、風水害、地震災害など大規模自然災害全般を対象とする。

4. 計画の策定、期間及び見直し

(1) 計画の策定

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国(内閣府)より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が示されており、本計画の作成にあたっては、ガイドラインに記載の手順に基づき策定する。



参考:国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)策定・改訂編(内閣官房国土強靱化推進室)

(2) 計画の期間及び見直し

本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。(総合計画(基本計画)の期間に合わせる。)

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、アクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

期間	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
本計画	策定	6年						5年					
総合計画	基本構想							基本構想					
	前期	後期基本計画					前期基本計画						

第2章 強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

国基本計画及び岐阜県強靱化計画(以下「県計画」という。)に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- I 市民の生命の保護が最大限図られること
- II 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2. 強靱化を推進する上での基本的な方針

国基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

基本的な方針

- (1) 本市の特性を踏まえた取組推進
 - ・人口減少の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めること
 - ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取り組みに当たること
 - ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組みに当たること
- (2) 効率的・効果的な取組推進
 - ・国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取り組みを進めること
 - ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取り組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取り組みにあたること
 - ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取り組みとの連携を図ること
 - ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くしてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

本計画では、強靱化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行い、対応方策を検討する。

2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国基本計画に設定されている8項目を参考にしつつ、県計画(7項目)との整合、本市の実情を勘案し7項目を設定した。【次頁(8頁)掲載】

(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定は、国基本計画に設定されている45項目を参考にしつつ、県計画との整合、本市の実情を勘案し、21項目を設定した。【次頁(8頁)掲載】

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

21項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の評価を行った。

その上で、複数の施策分野に関するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、6つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

脆弱性の評価結果は【別表】のとおり。

(別表)リスクシナリオ・施策分野ごとの脆弱性評価結果

個別施策分野	
i 行政機能	iv 産業
ii 住宅・都市・土地利用	v 国土保全・交通
iii 保健医療・福祉	vi 環境
横断的分野	
i リスクコミュニケーション	ii 老朽化対策

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

事前に備えるべき目標 7項目		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 21項目	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、情報通信等)の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの分断
		5-3	異常湧水等による用水の供給の途絶
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

第4章 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理

本計画において施策を推進するに当たっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性の評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の8つの施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として整理した。

個別施策分野	
i 行政機能	iv 産業
ii 住宅・都市・土地利用	v 国土保全・交通
iii 保健医療・福祉	vi 環境
横断的分野	
i リスクコミュニケーション	ii 老朽化対策

2. 施策分野ごとの推進方針

上記の8つの施策分野ごとの推進方針を 11 頁以降に示す(「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は【別紙1】(23 頁以降)のとおり)。

これらの推進方針は、7つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を8つの施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

3. 事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題

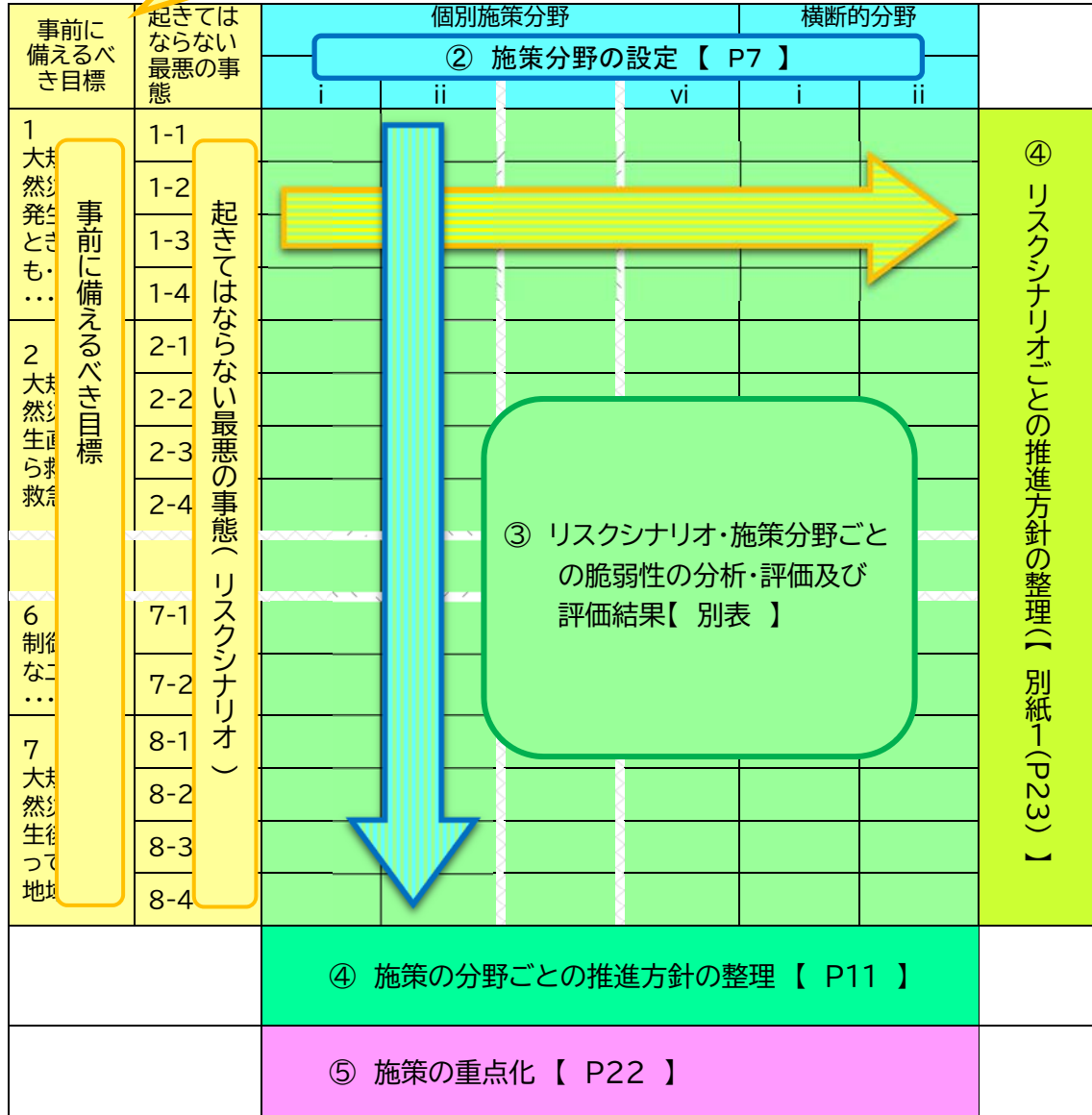
施策の分析・評価により、推進方針の整理したもののうち、以下に示す内容は、市以外の団体が主体となって行う事業に関係する内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、市の強靱化を推進する。

市のみでは対応が困難な課題

- 【河川・水路施設等の整備】(リスクシナリオ:1-2、個別施策分野:v)
- 【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】(リスクシナリオ:1-3、個別施策分野:v)
- 【幹線道路整備】(リスクシナリオ:4-2、5-2、個別施策分野:v)
- 【踏切対策事業】(リスクシナリオ:4-2、5-2、個別施策分野:v)
- 【TEC-FORCE との連携強化】(リスクシナリオ:7-2、個別施策分野:v)

【参考】全体のイメージ図

① 起きてはならない最悪の事態設定
【 P8 】



～施策分野ごとの推進方針～

個別施策分野 i 行政機能(25項目/全97項目)

【市有建築物の耐震化】(リスクシナリオ:1-1)

- ・市有建築物耐震化を計画に基づき行うとともに、非構造部材の耐震化等を実施し、早期に完了させる。

【避難施設の確保】(リスクシナリオ:1-1)

- ・災害に備え、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等の配布等により、避難施設の位置について周知強化を図る。

【緊急地震速報時等の対応強化】(リスクシナリオ:1-1)

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において緊急地震速報を導入するなど適切な維持管理に努めるとともに、各施設において対応訓練の実施、緊急地震速報対応マニュアルの策定等を進める。

【消防力の強化】(リスクシナリオ:1-1、2-3)

- ・効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を行う。(1-1)
- ・消防隊の強化として、消防本部受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づき、近隣の応援体制の構築について引続き見直しを行う。(1-1)
- ・常備消防機関の庁舎又は消防団施設の老朽化に伴う整備及び耐震化を進める。また、効果的な配置整備を計画的に進める。(1-1)
- ・常備消防機関の高機能消防指令センターの充実又は老朽化に伴う整備を計画的に進める。(1-1)
- ・南海トラフ巨大地震の被害を想定し、未整備地域に耐震性貯水槽整備を計画的に進める。また、老朽化した既存防火水槽の補修、改修又は更新工事を計画的に進める。(1-1)
- ・迅速な消防活動を展開するため、計画的に車両の更新、維持管理を行う。(2-3)
- ・災害発生には様々な原因があることを踏まえ、消防資機材の充実、各種訓練による災害対応能力を向上させる。(2-3)

【初期消火対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・大規模地震発生時に火災が多発した際に消防団や、女性防火クラブ等地域住民等による初期消火を目的とし、消火栓又は消火器の設置又は定期的な更新を計画的に進める。
- ・大規模地震発生時に火災が発生した際、消防団が初期消火や延焼拡大防止のため、小型かつ軽量で扱いやすい動力消防ポンプや防火衣及び災害に対応するための資機材の計画的な更新・購入を行うとともに、訓練指導等を行うことで活動を支援する。

【出火防止対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・消防同意事務による、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持に関する技術上の基準適合に関する指導、及び法令改正の対応を行う。
- ・防火対象物の立入検査を1～5年に1回の頻度で実施し、消防法令違反について随時指導を行い、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理を実施するなど適切な検査、対応を行う。

【防災行政無線】(リスクシナリオ:1-4)

- ・防災行政無線屋外子局の増設など、難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電・雷対策や適切な維持管理を行う。

- ・ 移動式無線(4 値 FSK)について、市内の災害時の拠点施設や関係部署、関係機関に配備し、適切な維持管理を行うとともに、配備先の使用者が操作方法を把握する。

【情報伝達ツールの多重化】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 災害時の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、音声告知器、市民メール、市ホームページ、ケーブルテレビなど、多様なツールを確保し、発信の多重化にも努めているが、地域BWA、第5世代移動通信システム(5G)などの整備を含め、複数のツールでの一括配信システムの導入、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるリアルタイムな情報発信や双方向型のコミュニケーションツール等を利用し一層の充実や迅速化を図る。

【総合防災情報システム】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 災害情報の発信、集約を効率的に行うため、総合防災情報システムの導入等について検討する。

【特設公衆電話の配備】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き避難所等に特設公衆電話を配備するとともに、使用法の普及を進める。

【公的備蓄の充実】(リスクシナリオ:2-1、5-1)

- ・ 想定以上の避難者が発生する可能性も含め、長期保存が可能な製品で食料、飲料水、高齢者・乳幼児等の災害時要配慮者または男女のニーズの違い等にも配慮した生活必需品を備蓄するとともに、定期的かつ効率的な更新を進める。(2-1)
- ・ 備蓄箇所、備蓄数など必要に応じ見直しを行い、適切な維持管理を進めるとともに発電機等の備蓄品の使用方法について、より多くの地域住民に周知する。(2-1)
- ・ 熱源の確保のため、避難所や地域災害対策本部となるコミュニティセンター等のエアコン設備の更新とあわせて、災害対応型 LP ガスバルクシステムの活用について検討する。(5-1)
(災害対応型 LP ガスバルクシステムとは、LPガスのバルク貯槽と、供給設備(ガスメーター、ガスホース、圧力調整器など)・消費設備(煮炊き釜、コンロ、冷暖房機器、発電機など)をセットにしたもので、地震など大規模災害により電気等のライフラインが寸断された状況においても、LPガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステムのこと)

【受援体制の整備】(リスクシナリオ:2-1、2-3)

- ・ 災害時における市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定め、支援物資の一時集積拠点、備蓄拠点、各地域の防災拠点へと搬送する体制等の確保又は活動拠点等の整備を進めるとともに、岐阜県の受援計画等に呼応した計画の策定を進めるなど実効性を高める。

【消防人材・消防団員の確保・育成】(リスクシナリオ:2-3)

- ・ 消防団員数を充足させるため、広報等により団員確保に引き続き努めるとともに、消防団装備の充実強化を図る。また、地域防災活動の担い手を育成する。

【救命救急体制の充実】(リスクシナリオ:2-4)

- ・ 多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団等の協力が必要であるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施する。

【防災拠点としての庁舎機能の向上】(リスクシナリオ:3-1)

- ・ 市役所本庁舎及び振興事務所は、災害時の拠点として、極めて重要な施設であり、建物の耐震性能等の強化や、非常電源設備(発電機、貯蔵燃料等)の拡充・設置、災害対策本部の常設など、防災機能を充実させた機能の向上を進める。

【業務継続体制の強化】(リスクシナリオ:3-1)

【職員参集体制の確立】(リスクシナリオ:7-2)

- ・ 業務継続計画(BCP)における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。(3-1、7-2)
- ・ 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。(3-1、7-2)
- ・ 職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の拡充を図り、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保を図る。(3-1)
- ・ ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定し災害に備え、継続的な見直しを行う。(3-1)

【受援体制強化】(リスクシナリオ:3-1)

- ・ 協定締結自治体と平常時から情報交換や訓練参加により関係強化に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実又は活動拠点等の整備を図る。

【避難所機能の充実】(リスクシナリオ:3-1)

- ・ 避難所の機能の強化及び質の向上を進めるため、備蓄品、設備等の充足、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を進める。
- ・ 災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、「施設利用計画」の策定を進める。

【協定締結の促進】(リスクシナリオ:4-3)

- ・ 食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と更なる協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化を図る。

【災害用トイレ対策】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 災害時のトイレ対策として、引き続き小中学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレの整備を進め、必要に応じ、備蓄数の見直しや追加整備を行う。
- ・ トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時の啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても進める。

【災害用バルクシステムの導入】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 熱源の確保のため、避難所や地域災害対策本部となるコミュニティセンター等のエアコン設備の更新とあわせて、災害対応型 LP ガスバルクシステムの活用について検討する。

【道路等の復旧に係る協定締結】(リスクシナリオ:5-2)

- ・ 関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化を図る。

【ボランティア対策】(リスクシナリオ:7-2)

- ・ 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置・運営訓練の実効性を確保するため継続して実施する。
- ・ 必要な資機材を調達・支援する方法等について社会福祉協議会など関係機関と連携し検討を進める。

個別施策分野 ii 都市・住宅・土地利用(12項目/全97項目)

【民間建築物の耐震化】(リスクシナリオ:1-1、4-2)

- ・ 住宅及び多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)の耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策を一層進めることにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。(1-1)
- ・ 地震によって倒壊した場合に輸送等を妨げるおそれがある、緊急輸送道路沿いの建築物(3号特定建築物)のうち、旧基準建築物の耐震化を重点的に進める。(4-2)

【空き家対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 平成30年度に策定した恵那市空家等対策計画に基づき、所有者による空家等の適切な管理がされず災害を引き起す可能性の高い空家等については解体を促進する。

【大規模盛土造成地対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 市内の大規模盛土造成地調査の必要性が生じた場合には、調査を実施して大規模盛土造成地であると判明した場合には適切な対応を行い、被害の軽減を図る。

【市街地整備】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 市街地の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

【土地区画整理事業】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 土地区画整理事業の実施により、狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、防災機能を向上させる。

【公園整備】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 公園は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。また、老朽化が進んでいる公園については、計画的に更新、維持管理を進める。

【ブロック塀の除却推進】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、引き続きブロック塀の除却推進を進める。

【公共施設の総合的な管理計画】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な整備を進める。

- ・老朽化したこども園、小・中学校、スポーツ・文化施設、病院・診療所等を長寿命化計画等に基づき整備し、より安全な環境整備を進める。
- ・老朽化した市営住宅等を長寿命化計画に基づき適切な管理を行う。
- ・施設の立地に関しては、計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置について検討を行う。

【公共下水道の整備】(リスクシナリオ:1-2)

- ・市街地の浸水防止と生活環境の向上を進めるため、公共下水道の整備促進を図る。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】(リスクシナリオ:2-1、5-1)

- ・施設の機能維持、又は防災上重要な基幹施設として位置付けた施設(水源地、浄水場、配水池、ポンプ場、基幹管路等)について、優先的に耐震化と老朽化対策を進める。
- ・下水道機能を維持するため、耐震対策指針改定前に建設された施設について耐震補強を進めるとともに、老朽管渠の更新と水処理施設の長寿命化を進める。

【給水体制の構築】(リスクシナリオ:5-3)

- ・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、濁水対策マニュアルを策定するなどし、濁水時の給水体制の構築を進める。

【応急危険度判定士の確保】(リスクシナリオ:7-2)

- ・判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター」の確保に向けた啓発を行い、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

個別施策分野 iii 保健医療・福祉(5項目/全 97 項目)

【医療救護体制の充実】(リスクシナリオ:2-4)

- ・災害時の医療救護体制を整えるため、恵那医師会、恵那歯科医師会、岐阜県薬剤師会恵那支部との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・継続的な治療が重要である慢性疾患へ対応、また、さまざまな情報共有に係る課題の解決に向け、恵那医師会、恵那歯科医師会、岐阜県薬剤師会恵那支部等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】(リスクシナリオ:2-4)

- ・災害時に関係者と連携できるように計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携の強化を図る。

【福祉施設の防災対策】(リスクシナリオ:2-4)

- ・民間の社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災・減災対策の強化を図る。

【被害認定調査の効率化】(リスクシナリオ:7-2)

- ・り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図り、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続して行く。

【逸走動物対策】(リスクシナリオ:7-4)

- ・災害発生時、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を保健所との連携で講じる。

個別施策分野 iv 産業(11項目/全97項目)

【観光施設等の耐震化・老朽化対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 観光客が訪れる施設の安全性の向上を図るため、市の管理する観光施設の耐震化を進めるとともに、老朽化が進んでいる観光施設については、計画的な更新、維持管理を進める。

【農地の活用】(リスクシナリオ:1-1、4-3)

- ・ 担い手の育成を図りつつ、農業の生産活動を持続し、安定的な食料生産と6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地を適切に保全管理することを通じて、農地の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に図る。
- ・ 農地は、雨水の保水・貯留による洪水防止や延焼防止、緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【埋設ガス管の耐震化】(リスクシナリオ:1-1、3-1、5-1)

- ・ ガス漏えいによる火災や爆発の恐れもあるため、ガス管の耐震化を進める。

【農業施設の排水機能確保】(リスクシナリオ:1-2)

- ・ 農業用施設の機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。

【森林・里山の保全・治山事業】(リスクシナリオ:1-3)

- ・ 森林・里山の保全を図るとともに、治山施設が土砂災害等に対しその効果を確実に発揮するよう、維持管理を適宜実施するとともに、災害に対する安全性の向上を図る。

【企業の事業継続支援】(リスクシナリオ:4-1)

- ・ サプライチェーンの維持のため、企業に対し BCP の策定を促す方策を検討するなど、策定率の向上に取り組む。

【企業誘致の推進】(リスクシナリオ:4-1)

- ・ 市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業工場、物流施設、研究開発施設等の誘致を進めるため、中央自動車道恵那峡サービスエリアのスマートインターチェンジ、リニア中央新幹線に伴うリニア岐阜県駅(仮称)と車両基地の設置の完成等を見据え、土地整備を進める。

【ため池の防災対策】(リスクシナリオ:6-1)

- ・ 農業用ため池の堤体の補強や、余水吐断面の拡大等の対策を進めるとともに、住民へため池ハザードマップの一層の周知啓発を図る。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】(リスクシナリオ:6-2)

- ・ 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取り組みを進める。
- ・ 農地の荒廃防止、また、安全で安心な農産物の生産や地産地消の促進による農業経営の安定化のため、ほ場整備、暗渠排水管の敷設、農業用水の確保等を進めるとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

【森林の整備・保全】(リスクシナリオ:6-2)

- ・ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果

的な治山対策を促進し、山地災害を最小限にとどめる対策を図る。

【治山対策】(リスクシナリオ:6-2)

- ・ 山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置を進めるとともに、維持管理を適宜実施し、必要に応じ安全性の向上を図る。
- ・ 計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

個別施策分野 v 国土保全・交通(16項目/全97項目)

【道路整備・狭あい道路解消】(リスクシナリオ:1-1、2-3)

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の道路等の整備を進める。
- ・ 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、計画的な狭あい道路の拡幅を進める。
- ・ 災害時の避難路の確保及び緊急車両の通行の妨げとならないよう、リニア中央新幹線により分断される道路の機能確保を行なう。

【無電柱化対策】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 大規模災害発生への備えとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、計画的に無電柱化の整備を進める。

【河川・水路施設等の整備】(リスクシナリオ:1-2)

- ・ 雨の降り方が、局地化・集中化するなどし、水害が頻発化・激甚化しており、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した防災・減災対策を進めるとともに、『施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する』との意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会の再構築を図る。
- ・ リニア中央新幹線により分断される河川・水路について機能を確保する。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】(リスクシナリオ:1-3)

- ・ 土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を進める。また、急傾斜地の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業実施をしていく。さらに、道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面対策工事を計画的に進める。

【輸送計画の策定】(2-1)

- ・ 災害時に支援物資の円滑な輸送を行うため、計画の策定、輸送関係の企業及び団体との災害時応援協定の締結等、物資輸送体制の構築を図るとともに、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高める。

【道路ネットワークの確保】(リスクシナリオ:2-1、2-3、2-4、4-2、5-2)

- ・ 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- ・ 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・ 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サー

ビスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

【通信手段・迂回路の確保】(リスクシナリオ:2-2)

- ・ 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を進めるとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進める。

【消防人材・消防団員の確保・育成】(リスクシナリオ:2-3)(再掲:個別施策分野 i)

- ・ 消防団員数を充足させるため、広報等により団員確保に引き続き努めるとともに、消防団装備の充実強化を図る。また、地域防災活動の担い手を育成する。

【大規模工場における浸水防止】(リスクシナリオ:4-1)

- ・ 大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

【幹線道路整備】(リスクシナリオ:4-2、5-2)

- ・ 道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、中央自動車道、国道、県道等の整備促進を国、県等と連携し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築を図る。また、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する。

【幹線道路沿いの樹木の伐採】(リスクシナリオ:4-2、5-1)

- ・ 大雪や台風等の災害時において、道路沿いの樹木の倒木による交通、電気、通信等の遮断防止、及び早期復旧のため、電線沿い等その恐れのある箇所の樹木の伐採を事前に行うなど、予防対策を進める。

【踏切対策事業】(リスクシナリオ:4-2、5-2)

- ・ 交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を進めるとともに、鉄道を高架化することによる踏切の除去、交差する幹線道路の整備等を進める。

【河川構造物等の維持管理対策】(リスクシナリオ:6-1)

- ・ 市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【TEC-FORCE との連携】(リスクシナリオ:7-2)

- ・ 国土交通省の TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)やリエゾン(情報連絡員)について、派遣や受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

【地籍調査】(リスクシナリオ:7-3)

- ・ 迅速な復旧、復興に繋がられるよう、地籍調査事業を引き続き進め、迅速な復旧、復興に繋げる。

【道路施設の定期的な点検、補修】(リスクシナリオ:7-3)

- ・ 災害時に長期間の機能不全に陥るような致命的な損傷を負わないよう、定期的に点検を行い、点検結果に基づき計画的に必要な補修、補強を実施する。

個別施策分野 vi 環境(3項目/全 97 項目)

【再生可能エネルギーの導入拡大】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を図るため、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図られるよう進める。

【処理施設における排熱の活用】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 次期ごみ処理施設においては、発生する熱を、災害時のエネルギー源(蓄電池による蓄電など)として活用できるよう検討していく。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】(リスクシナリオ:7-1)

- ・ 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理行動計画の策定、災害に強靱なごみ処理施設及び車両等の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る。
- ・ ごみ処理施設については、広域処理を検討し、他市連携、広域連携、圏域連携での相互連携体制の構築を目指す。

横断的分野 i リスクコミュニケーション(20項目/全97項目)

【緊急地震速報時の対応強化】(リスクシナリオ:1-1)(再掲:個別施策分野 i)

- ・ 不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において緊急地震速報を導入するなど適切な維持管理に努めるとともに、各施設において対応訓練の実施、緊急地震速報対応マニュアルの策定等を進める。
- ・ 緊急地震速報を受信した各個人が身を守る適切な行動をとれるよう防災教育・研修、出前講座等により、とっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【民間建築物の耐震化】(リスクシナリオ:1-1)(再掲:個別施策分野 ii)

- ・ 民間の住宅又は社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災・減災対策の強化を図る。

【家具固定の推進】(リスクシナリオ:1-1)

- ・ 家具固定の必要性を、防災教育などを、あらゆる世代に普及させ、取り付けができない高齢者等向けに、固定器具の取り付け支援を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】(リスクシナリオ:1-2、1-3)

- ・ 水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

【適切な避難行動の周知啓発】(リスクシナリオ:1-2、1-3)

- ・ ハザードマップ等を活用し、水害リスクと併せて「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知、啓発を図る。
- ・ ハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知、啓発を図る。

【外国人への情報伝達】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用を進める。
- ・ 外国人被災者へ災害情報を伝達するため、国際交流協会等と連携し、災害情報を多言語に翻訳し発信するほか、外国人被災者避難を支援するための支援体制の充実を図る。

【地域の防災力の向上】(リスクシナリオ:1-4)

【自主防災組織育成】(リスクシナリオ:7-4)

- ・ 地域特性に応じた必要な資機材を配備できるよう、引き続き活動補助金を交付する。
- ・ 研修、活動発表会等の開催、防災土育成支援等により、地域の取り組みを引き続き支援するとともに、育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る。

【ハザードマップの活用】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 水害リスク、土砂災害警戒区域の箇所はもとより、緊急的に命を守るための「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を各種ハザードマップ等で、一層の周知を図る。

【防災教育の推進】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大を支援する。

【避難行動要支援者対策】(リスクシナリオ:1-4)

- ・ 定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保していく。

【個人備蓄の推進】(リスクシナリオ:2-1)

- ・ 家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【企業備蓄の推進】(リスクシナリオ:2-1)

- ・ 各事業所において、災害発生後で混乱する中「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄の促進に向けた啓発に取り組む。

【孤立地域の予測】(リスクシナリオ:2-2)

- ・ 災害が発生したときの、孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握する。

【通信手段・迂回路の確保】(リスクシナリオ:2-2)(再掲:個別施策分野v)

- ・ 発災後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進める。

【孤立対策の推進】(リスクシナリオ:2-2)

- ・ 孤立予想地域ごとに避難所となり得るコミュニティセンター等の施設の整備を進める。
- ・ 孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄、各家庭内の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも備える。

【非常電源設備】(リスクシナリオ:3-1)

- ・ 災害対策の拠点として機能を適切に発揮するため、市役所本庁舎、振興事務所、常備消防機関の庁舎、避難所等の非常電源設備(発電機、貯蔵燃料等)の拡充・設置を進める。

【備蓄の推進】(リスクシナリオ:5-1)

- ・ 想定以上の避難者が発生する可能性も含め、長期保存が可能な製品で食料、飲料水を

備蓄するとともに、定期的かつ効率的な更新を進める。(2-1)

- ・ 備蓄箇所、備蓄数など必要に応じ見直しを行い、適切な維持管理を進めるとともに発電機等の備蓄品の使用方法について、より多くの地域住民に周知する。

【防災士育成】(リスクシナリオ:7-4)

- ・ 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力、避難所運営能力等の向上を図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】(リスクシナリオ:7-4)

- ・ 市民との協働で安全で安心なまちづくりを進める、地域の防犯団体等の活動は、災害後の治安維持にも寄与することから、引き続き事業の推進を図る。

横断的分野 ii 老朽化対策(5項目/全 97 項目)

【公共施設の総合的な管理計画】(リスクシナリオ:1-1)(再掲:個別施策分野 ii)

- ・ 長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な整備を進める。
- ・ 老朽化したこども園、小・中学校、スポーツ・文化施設、病院・診療所等を長寿命化計画等に基づき整備し、より安全な環境整備を進める。
- ・ 老朽化した市営住宅等を長寿命化計画に基づき適切な管理を行う。
- ・ 施設の立地に関しては、計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置について検討を行う。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】(リスクシナリオ:1-2)

- ・ 河川・水路施設等が洪水時に有効に機能するよう、またその効果を確実に発揮するよう、施設の整備、維持管理、長寿命化等を実施する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】(リスクシナリオ:1-1、4-2、5-2)

- ・ 老朽化の進行する道路や橋梁など効果的な計画に基づき、整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る。

【農業水利施設の老朽化対策】(リスクシナリオ:4-3)

- ・ 農業水利施設が有効に機能するよう施設の整備、維持管理、長寿命化等を実施する。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】(リスクシナリオ:2-1、5-1)(再掲:個別分野 ii)

- ・ 施設の機能維持、又は防災上重要な基幹施設として位置付けた施設(水源地、配水池、ポンプ場、基幹管路等)について、優先的に耐震化を進める。
- ・ 下水道機能を維持するため、耐震対策指針改定前に建設された施設について耐震補強を進める。

第5章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。このため、本市での脆弱性評価の結果を踏まえつつ「人命保護」を最優先するとともに、「災害発生確率」や「影響の大きさ」の観点から、さらに「効果の大きさ」や、「緊急度・切迫度」などを考慮し、特に重点化すべき施策項目を次のとおり設定する。これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国、県への施策提案に反映するものとする。

また、重点化施策項目については、進捗状況等を踏まえ、適時見直しを行う。

分野		重点化施策項目(37項目/全97項目)	
個別 施策 分野	i 行政機能	○避難施設の確保 ○初期消火対策 ○受援体制の整備 ○防災拠点としての庁舎機能の向上 ○避難所機能の充実	○消防力の強化 ○情報伝達ツールの多重化 ○災害用トイレ対策
	ii 住宅・都市・土地利用	○民間建築物の耐震化 ○公園整備 ○公共施設の総合的な管理計画 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策	○空き家対策 ○ブロック塀の除却推進 ○公共下水道の整備
	iii 保健医療・福祉	○医療救護体制の充実	
	iv 産業	○企業誘致の推進 ○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○森林の整備・保全	○ため池の防災対策 ○地籍調査
	v 国土保全・交通	○道路整備・狭あい道路解消 ○急傾斜地及び道路法面の崩壊対策 ○道路ネットワークの確保 ○幹線道路整備	○河川・水路施設等の整備 ○通信手段・迂回路の確保
	vi 環境	○災害廃棄物処理体制の充実強化	
横断的 分野	i リスクコミュニケーション	○民間建築物の耐震化(再) ○適切な避難行動の周知啓発 ○通信手段・迂回路の確保(再)	○家具固定の推進 ○地域の防災力の向上 ○自主防災組織育成
	ii 老朽化対策	○河川・水路施設等の維持・長寿命化対策 ○道路施設の維持・長寿命化対策 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策(再)	

2. アクションプラン

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、進捗状況を把握する。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【市有建築物の耐震化】

- ・ 市有建築物耐震化を計画に基づき行うとともに、非構造部材の耐震化等を実施し、早期に完了させる。

【避難施設の確保】

- ・ 災害に備え、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等の配布等により、避難施設の位置について周知強化を図る。

【緊急地震速報時等の対応強化】

- ・ 不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において緊急地震速報を導入するなど適切な維持管理に努めるとともに、各施設において対応訓練の実施、緊急地震速報対応マニュアルの策定等を進める。
- ・ 緊急地震速報を受信した各個人が身を守る適切な行動をとれるよう防災教育・研修、出前講座等により、とっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【民間建築物の耐震化】

- ・ 住宅及び多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)の耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策を一層進めることにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。
- ・ 民間の住宅又は社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災・減災対策の強化を図る。

【家具固定の推進】

- ・ 家具固定の必要性を、防災教育などを、あらゆる世代に普及させ、取り付けができない高齢者等向けに、固定器具の取り付け支援を進める。

【空き家対策】

- ・ 平成 30 年度に策定した恵那市空家等対策計画に基づき、所有者による空家等の適切な管理がされず災害を引き起す可能性の高い空家等については解体を促進する。

【大規模盛土造成地対策】

- ・ 市内の大規模盛土造成地調査の必要性が生じた場合には、調査を実施して大規模盛土造成地であると判明した場合には適切な対応を行い、被害の軽減を図る。

【観光施設等の耐震化・老朽化対策】

- ・ 観光客が訪れる施設の安全性の向上を図るため、市の管理する観光施設の耐震化を進めるとともに、老朽化が進んでいる観光施設については、計画的な更新、維持管理を進める。

【市街地整備】

- ・ 市街地の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

【土地区画整理事業】

- ・土地区画整理事業の実施により、狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、防災機能を向上させる。

【公園整備】

- ・公園は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。また、老朽化が進んでいる公園については、計画的に更新、維持管理を進める。

【農地の活用】

- ・担い手の育成を図りつつ、農業の生産活動を持続し、安定的な食料生産と6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地を適切に保全管理することを通じて、農地の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に図る。
- ・農地は、雨水の保水・貯留による洪水防止や延焼防止、緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・老朽化の進行する道路や橋梁など効果的な計画に基づき、整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る。

【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、引き続きブロック塀の除却推進を進める。

【消防力の強化】

- ・効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を行う。
- ・消防隊の強化として、消防本部受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づき、近隣の応援体制の構築について引続き見直しを行う。
- ・常備消防機関の庁舎又は消防団施設の老朽化に伴う整備及び耐震化を進める。また、効果的な配置整備を計画的に進める。
- ・常備消防機関の高機能消防指令センターの充実又は老朽化に伴う整備を計画的に進める。
- ・南海トラフ巨大地震の被害を想定し、未整備地域に耐震性貯水槽整備を計画的に進める。また、老朽化した既存防火水槽の補修、改修又は更新工事を計画的に進める。

【初期消火対策】

- ・大規模地震発生時に火災が多発した際に消防団や、女性防火クラブ等地域住民等による初期消火を目的とし、消火栓又は消火器の設置又は定期的な更新を計画的に進める。
- ・大規模地震発生時に火災が発生した際、消防団が初期消火や延焼拡大防止のため、小型かつ軽量で扱いやすい動力消防ポンプや防火衣及び災害に対応するための資機材の計画的な更新・購入を行うとともに、訓練指導等を行うことで活動を支援する。

【出火防止対策】

- ・消防同意事務による、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持に関する技術上の基準適合に関する指導、及び法令改正の対応を行う。
- ・防火対象物の立入検査を1～5年に1回の頻度で実施し、消防法令違反について随時指導を行い、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理を実施

するなど適切な検査、対応を行う。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ ガス漏えいによる火災や爆発の恐れもあるため、ガス管の耐震化を進める。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の道路等の整備を進める。
- ・ 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、計画的な整備計画に基づいて、狭あい道路の拡幅を進める。
- ・ 災害時の避難路の確保及び緊急車両の通行の妨げとならないよう、リニア中央新幹線により分断される道路の機能確保を行なう。

【無電柱化対策】

- ・ 大規模災害発生の備えとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、計画的に無電柱化の整備を進める。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・ 長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な整備を進める。
- ・ 老朽化したこども園、小・中学校、スポーツ・文化施設、病院・診療所等を長寿命化計画等に基づき整備し、より安全な環境整備を進める。
- ・ 老朽化した市営住宅等を長寿命化計画に基づき適切な管理を行う。
- ・ 施設の立地に関しては、計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置について検討を行う。

1-2 異常気象、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水被害の発生

【公共下水道の整備】

- ・ 市街地の浸水防止と生活環境の向上を進めるため、公共下水道の整備促進を図る。

【農業施設の排水機能確保】

- ・ 農業用施設の機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。

【河川・水路施設等の整備】

- ・ 雨の降り方が、局地化・集中化するなどし、水害が頻発化・激甚化しており、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した防災・減災対策を進めるとともに、『施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する』との意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会の再構築を図る。
- ・ リニア中央新幹線により分断される河川・水路について機能を確保する。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・ 河川・水路施設等が洪水時に有効に機能するよう、またその効果を確実に発揮するよう、施設の整備、維持管理、長寿命化等を実施する。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・ 水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・ ハザードマップ等を活用し、水害リスクと併せて「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知、啓発を図る。

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【森林・里山の保全・治山事業】

- ・ 森林・里山の保全を図るとともに、治山施設が土砂災害等に対しその効果を確実に発揮するよう、維持管理を適宜実施するとともに、災害に対する安全性の向上を図る。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・ 土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を進める。また、急傾斜地の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業実施をしていく。さらに、道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・ 土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・ ハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知、啓発を図る。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】

- ・ 防災行政無線屋外子局の増設など、難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電・雷対策や適切な維持管理を行う。
- ・ 移動式無線(4 値 FSK)について、市内の災害時の拠点施設や関係部署、関係機関に配備し、適切な維持管理を行うとともに、配備先の利用者が操作方法を把握する。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・ 災害時の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、音声告知器、市民メール、市ホームページ、ケーブルテレビなど、多様なツールを確保し、発信の多重化にも努めているが、地域BWA、第5世代移動通信システム(5G)などの整備を含め、複数のツールでの一括配信システムの導入、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるリアルタイムな情報発信や双方向型のコミュニケーションツール等を利用し一層の充実や迅速化を図る。

【総合防災情報システム】

- ・ 災害情報の発信、集約を効率的に行うため、総合防災情報システムの導入等について検討する。

【外国人への情報伝達】

- ・ 災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用を進める。
- ・ 外国人被災者へ災害情報を伝達するため、国際交流協会等と連携し、災害情報を多言語に翻訳し発信するほか、外国人被災者避難を支援するための支援体制の充実を図る。

【地域の防災力の向上】

- ・ 地域特性に応じた必要な資機材を配備できるよう、引き続き活動補助金を交付する。
- ・ 研修、活動発表会等の開催、防災土育成支援等により、地域の取り組みを引き続き支援するとともに、育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る。

【ハザードマップの活用】

- ・ 水害リスク、土砂災害警戒区域の箇所はもとより、緊急的に命を守るための「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を各種ハザードマップ等で、一層の周知を図る。

【防災教育の推進】

- ・ 子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大を支援する。

【避難行動要支援者対策】

- ・ 定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保していく。

【特設公衆電話の配備】

- ・ 被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き避難所等に特設公衆電話を配備するとともに、使用法の普及を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【公的備蓄の充実】

- ・ 想定以上の避難者が発生する可能性も含め、長期保存が可能な製品で食料、飲料水、高齢者・乳幼児等の災害時要配慮者または男女のニーズの違い等にも配慮した生活必需品を備蓄するとともに、定期的かつ効率的な更新を進める。
- ・ 備蓄箇所、備蓄数など必要に応じ見直しを行い、適切な維持管理を進めるとともに発電機等の備蓄品の使用方法について、より多くの地域住民に周知する。

【個人備蓄の推進】

- ・ 家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【企業備蓄の推進】

- ・ 各事業所において、災害発生後で混乱する中「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄の促進に向けた啓発に取り組む。

【受援体制の整備】

- ・ 災害時における市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定め、支援物資の一時集積拠点、備蓄拠点、各地域の防災拠点へと搬送する体制等の確保又は活動拠点等の整備を進めるとともに、岐阜県の受援計画等に呼応した計画の策定を進めるなど実効性を高める。

【輸送計画の策定】

- ・ 災害時に支援物資の円滑な輸送を行うため、計画の策定、輸送関係の企業及び団体との災害時応援協定の締結等、物資輸送体制の構築を図るとともに、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高める。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・ 施設の機能維持、又は防災上重要な基幹施設として位置付けた施設(水源地、浄水場、配水池、ポンプ場、基幹管路等)について、優先的に耐震化と老朽化対策を進める。
- ・ 下水道機能を維持するため、耐震対策指針改定前に建設された施設について耐震補強を進めるとともに、老朽管渠の更新と水処理施設の長寿命化を進める。

【道路ネットワークの確保】

- ・ 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- ・ 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・ 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【孤立地域の予測】

- ・ 災害が発生したときの、孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握する。

【通信手段・迂回路の確保】

- ・ 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を進めるとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進める。
- ・ 発災後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進める。

【孤立対策の推進】

- ・ 孤立予想地域ごとに避難所となり得るコミュニティセンター等の施設の整備を進める。
- ・ 孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄、各家庭内の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも備える。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【消防力の強化】

- ・ 迅速な消防活動を展開するため、計画的に車両の更新、維持管理を行う。
- ・ 災害発生には様々な原因があることを踏まえ、消防資機材の充実、各種訓練による災害対応能力を向上させる。

【消防人材・消防団員の確保・育成】

- ・ 消防団員数を充足させるため、広報等により団員確保に引き続き努めるとともに、消防団装備の充実強化を図る。また、地域防災活動の担い手を育成する。

【受援体制の整備】(再掲 2-1)

- ・ 災害時における市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定め、支援物資の一時集積拠点、備蓄拠点、各地域の防災拠点へと搬送する体制等の確保又は活動拠点等の整備を進めるとともに、岐阜県の受援計画等に呼応した計画の策定を進めるなど実効性を高める。

【道路ネットワークの確保】(再掲 2-1)

- ・ 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- ・ 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・ 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

【道路整備・狭あい道路解消】(再掲 1-1)

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の道路等の整備を進める。
- ・ 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、計画的な整備計画に基づいて、狭あい道路の拡幅を進める。
- ・ 災害時の避難路の確保及び緊急車両の通行の妨げとならないよう、リニア中央新幹線により分断される道路の機能確保を行なう。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【救命救急体制の充実】

- ・ 多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団等の協力が必要であるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施する。

【医療救護体制の充実】

- ・ 災害時の医療救護体制を整えるため、恵那医師会、恵那歯科医師会、岐阜県薬剤師会恵那支部との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・ 継続的な治療が重要である慢性疾患へ対応、また、さまざまな情報共有に係る課題の解決に向け、恵那医師会、恵那歯科医師会、岐阜県薬剤師会恵那支部等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

- ・ 災害時に関係者と連携できるよう計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携の強化を図る。

【福祉施設の防災対策】

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災・減災対策の強化を図る。

【道路ネットワークの確保】(再掲 2-1,2-3)

- ・ 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。

- ・ 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・ 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【防災拠点としての庁舎機能の向上】

- ・ 市役所本庁舎及び振興事務所は、災害時の拠点として、極めて重要な施設であり、建物の耐震性能等の強化や、非常電源設備(発電機、貯蔵燃料等)の拡充・設置、災害対策本部室の常設など、防災機能を充実させた機能の向上を進める。

【業務継続体制の強化】

- ・ 業務継続計画(BCP)における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。
- ・ 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。
- ・ 職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の拡充を図り、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保を図る。
- ・ ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定し災害に備え、継続的な見直しを行う。

【埋設ガス管の耐震化】(再掲 1-1)

- ・ ガス漏えいによる火災や爆発の恐れもあるため、ガス管の耐震化を進める。

【受援体制強化】

- ・ 協定締結自治体と平常時から情報交換や訓練参加により関係強化に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実又は活動拠点等の整備を図る。

【避難所機能の充実】

- ・ 避難所機能の強化を進めるため、備蓄品、設備等の充足、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を進める。
- ・ 災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、「施設利用計画」の策定を進める。

【非常電源設備】

- ・ 災害対策の拠点として機能を適切に発揮するため、市役所本庁舎、振興事務所、常備消防機関の庁舎、避難所等の非常電源設備(発電機、貯蔵燃料等)の拡充・設置を進める。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【企業の事業継続支援】

- ・ サプライチェーンの維持のため、企業に対し BCP の策定を促す方策を検討するなど、

策定率の向上に取り組む。

【企業誘致の推進】

- ・ 市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業工場、物流施設、研究開発施設等の誘致を進めるため、中央自動車道恵那峡サービスエリアのスマートインターチェンジ、リニア中央新幹線に伴うリニア岐阜県駅(仮称)と車両基地の設置の完成等を見据え、土地整備を進める。

【大規模工場における浸水防止】

- ・ 大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】

- ・ 地震によって倒壊した場合に輸送等を妨げるおそれがある、緊急輸送道路沿いの建築物(3号特定建築物)のうち、旧基準建築物の耐震化を重点的に進める。

【道路ネットワークの確保】(再掲 2-1,2-3,2-4)

- ・ 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- ・ 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・ 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

【幹線道路整備】

- ・ 道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、中央自動車道、国道、県道等の整備促進を国、県等と連携し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築を図る。また、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】(再掲:1-1)

- ・ 老朽化の進行する道路や橋梁など効果的な計画に基づき、整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る。

【幹線道路沿いの樹木の伐採】

- ・ 大雪や台風等の災害時において、道路沿いの樹木の倒木による交通、電気、通信等の遮断防止、及び早期復旧のため、電線沿い等その恐れのある箇所の樹木の伐採を事前に行うなど、予防対策を進める。

【踏切対策事業】

- ・ 交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を進めるとともに、鉄道を高架化することによる踏切の除去、交差する幹線道路の整備等を進める。

4-3 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進】

- ・ 食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と更なる協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。

【農業水利施設の老朽化対策】

- ・ 農業水利施設が有効に機能するよう施設の整備、維持管理、長寿命化等を実施する。

【農地の活用】(再掲 1-1)

- ・ 担い手の育成を図りつつ、農業の生産活動を持続し、安定的な食料生産と6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地を適切に保全管理することを通じて、農地の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に図る。
- ・ 農地は、雨水の保水・貯留による洪水防止や延焼防止、緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、情報通信等)の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ 協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化を図る。

【備蓄の推進】

- ・ 想定以上の避難者が発生する可能性も含め、長期保存が可能な製品で食料、飲料水を備蓄するとともに、定期的かつ効率的な更新を進める。
- ・ 備蓄箇所、備蓄数など必要に応じ見直しを行い、適切な維持管理を進めるとともに発電機等の備蓄品の使用方法について、より多くの地域住民に周知する。

【災害用トイレ対策】

- ・ 災害時のトイレ対策として、引き続き小中学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレの整備を進め、必要に応じ、備蓄数の見直しや追加整備を行う。
- ・ トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても進める。

【災害用バルクシステムの導入】

- ・ 熱源の確保のため、避難所や地域災害対策本部となるコミュニティセンター等のエアコン設備の更新とあわせて、災害対応型 LP ガスバルクシステムの活用について検討する。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・ 地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を図るため、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立が図られるよう進める。

【処理施設における排熱の活用】

- ・次期ごみ処理施設においては、発生する熱を、災害時のエネルギー源(蓄電池による蓄電など)として活用できるよう検討していく。

【幹線道路沿いの樹木の伐採】(再掲 4-2)

- ・大雪や台風等の災害時において、道路沿いの樹木の倒木による交通、電気、通信等の遮断防止、及び早期復旧のため、電線沿い等その恐れのある箇所の樹木の伐採を事前に行うなど、予防対策を進める。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・施設の機能維持、又は防災上重要な基幹施設として位置付けた施設(水源地、浄水場、配水池、ポンプ場、基幹管路等)について、優先的に耐震化と老朽化対策を進める。
- ・下水道機能を維持するため、耐震対策指針改定前に建設された施設について耐震補強を進めるとともに、老朽管渠の更新と水処理施設の長寿命化を進める。

【埋設ガス管の耐震化】(再掲 1-1,3-1)

- ・ガス漏えいによる火災や爆発の恐れもあるため、ガス管の耐震化を進める。

5-2 地域交通ネットワークの分断

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化を図る。

【道路ネットワークの確保】(再掲 2-1,2-3,2-4,4-2)

- ・大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- ・橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策等を含め、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、阿木川等氾濫時におけるリダンダンシーの強化、救急医療アクセスの改善等を目指し、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を行なう。

【幹線道路整備】(再掲 4-2)

- ・道路の代替性や多重性の観点で踏まえつつ、中央自動車道、国道、県道等の整備促進を国、県等と連携し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築を図る。また、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】(再掲 1-1、4-2)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁など効果的な計画に基づき、整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る。

【踏切対策事業】(再掲 4-2)

- ・交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を進めるとともに、鉄道を高架化することによる踏切の除去、交差する幹線道路の整備等を進める。

5-3 異常湧水等による用水の供給の途絶

【給水体制の構築】

- ・ 給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、湧水対策マニュアルを策定するなどし、湧水時の給水体制の構築を進める。

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】

- ・ 農業用ため池の堤体の補強や、余水吐断面の拡大等の対策を進めるとともに、住民へため池ハザードマップの一層の周知啓発を図る。

【河川構造物等の維持管理対策】

- ・ 市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・ 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取り組みを進める。
- ・ 農地の荒廃防止、また、安全で安心な農産物の生産や地産地消の促進による農業経営の安定化のため、ほ場整備、暗渠排水管の敷設、農業用水の確保等を進めるとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

【森林の整備・保全】

- ・ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進し、山地災害を最小限にとどめる対策を図る。

【治山対策】

- ・ 山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置を進めるとともに、維持管理を適宜実施し、必要に応じ安全性の向上を図る。
- ・ 計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・ 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理行動計画の策定、災害に強靱なごみ処理施設及び車両等の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る。
- ・ ごみ処理施設については、広域処理を検討し、他市連携、広域連携、圏域連携での相互連携体制の構築を目指す。

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【ボランティア対策】

- ・ 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく

円滑に活動出来るよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置・運営訓練の実効性を確保するため継続して実施する。

- ・ 必要な資機材を調達・支援する方法等について社会福祉協議会など関係機関と連携し検討を進める。

【職員参集体制の確立】

- ・ 業務継続計画(BCP)における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。
- ・ 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。
- ・ 職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の拡充を図り、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保を図る。

【応急危険度判定士の確保】(リスクシナリオ:7-2)

- ・ 判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター」の確保に向けた啓発を行い、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【被害認定調査の効率化】

- ・ リ災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図り、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続して行く。

【TEC-FORCE との連携】

- ・ 国土交通省の TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)やリエゾン(情報連絡員)について、派遣や受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

7-3 幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【地籍調査】

- ・ 迅速な復旧、復興に繋がられるよう、地籍調査事業を引き続き進め、迅速な復旧、復興に繋げる。

【道路施設の定期的な点検、補修】(リスクシナリオ:7-3)

- ・ 災害時に長期間の機能不全に陥るような致命的な損傷を負わないよう、定期的に点検を行い、点検結果に基づき計画的に必要な補修、補強を実施する。

7-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

【自主防災組織育成】

- ・ 地域特性に応じた必要な資機材を配備できるよう、引き続き活動補助金を交付する。
- ・ 研修、活動発表会等の開催、防災士育成支援等により、地域の取り組みを引き続き支援するとともに、育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る。

【防災士育成】

- ・ 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力、避難所運営能力等の向上を図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】

- ・ 市民との協働で安全で安心なまちづくりを進める、地域の防犯団体等の活動は、災害

後の治安維持にも寄与することから、引き続き事業の推進を図る。

【逸走動物対策】

- ・ 災害発生時、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を保健所との連携で講じる。

分野	施策項目(97(93)項目)		
	重点化施策項目(37(34)項目)	(60項目)	
個別 施策 分野	i 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設の確保 ○消防力の強化 ○初期消火対策 ○情報伝達ツールの多重化 ○受援体制の整備 ○防災拠点としての庁舎機能の向上 ○避難所機能の充実 ○災害用トイレ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物の耐震化 ○緊急地震速報時等の対応強化 ○出火防止対策 ○防災行政無線 ○総合防災情報システム ○特設公衆電話の配備 ○公的備蓄の充実 ○消防人材・消防団員の確保・育成 ○救命救急体制の充実 ○業務継続体制の強化 ○受援体制強化 ○協定締結の促進 ○ライフライン事業者との協力連携の強化 ○災害用バルクシステムの導入 ○道路等の復旧に係る協定締結 ○ボランティア対策 ○職員参集体制の確立
	8/25	17/25	
	ii 住宅・都市・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○民間建築物の耐震化 ○空き家対策 ○公園整備 ○ブロック塀の除却推進 ○公共施設の総合的な管理計画 ○公共下水道の整備 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模盛土造成地対策 ○市街地整備 ○土地区画整理事業 ○給水体制の構築 ○応急危険度判定士の確保
	7/12	5/12	
iii 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・介護人材の育成 ○福祉施設の防災対策 ○被害認定調査の効率化 ○逸走動物対策 	
1/5	4/5		
iv 産業	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致の推進 ○ため池の防災対策 ○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○森林の整備・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光施設等の耐震化・老朽化対策 ○農地の活用 ○埋設ガス管の耐震化 ○農業施設の排水機能確保 ○森林・里山の保全・治山事業 ○企業の事業継続支援 ○治山対策 	
4/11	7/11		

	v 国土保 全・交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○道路整備・狭あい道路解消 ○河川・水路施設等の整備 ○急傾斜地及び道路法面の崩壊対策 ○道路ネットワークの確保 ○通信手段・迂回路の確保 ○幹線道路整備 ○地籍調査 <p style="text-align: right;">7/16</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○無電柱化対策 ○輸送計画の策定 ○消防人材・消防団員の確保・育成 ○大規模工場における浸水防止 ○幹線道路沿いの樹木の伐採 ○踏切対策事業 ○河川構造物等の維持管理対策 ○TEC-FORCE との連携強化 ○道路施設の定期的な点検、補修 <p style="text-align: right;">9/16</p>
	vi 環境	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理体制の充実強化 <p style="text-align: right;">1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入拡大 ○処理施設における排熱の活用 <p style="text-align: right;">2/3</p>
横 断 的 分 野	i リス ク コ ミ ュ ニ ケー ション	<ul style="list-style-type: none"> ○民間建築物の耐震化(再) ○家具固定の推進 ○適切な避難行動の周知啓発 ○地域の防災力の向上 ○通信手段・迂回路の確保(再) ○自主防災組織育成 <p style="text-align: right;">6/19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急地震速報時の対応強化 ○外国人への情報伝達 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ○ハザードマップの活用 ○防災教育の推進 ○避難行動要支援者対策 ○個人備蓄の推進 ○企業備蓄の推進 ○孤立地域の予測 ○孤立対策の推進 ○非常電源設備 ○備蓄の推進 ○防災士育成 ○防犯ボランティア団体の育成強化 <p style="text-align: right;">14/20</p>
	ii 老 朽 化 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路施設等の維持・長寿命化対策 ○道路施設の維持・長寿命化対策 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策(再) <p style="text-align: right;">3/5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の総合的な管理計画 ○農業水利施設の老朽化対策 <p style="text-align: right;">2/5</p>